

資料 2

標準仕様書（改版）案の確認及び決定

1. はじめに

1-1. 標準仕様書（改版）案の決定にあたっての確認事項

標準仕様書（改版）案の確認及び決定にあたり、本日、確認させていただく事項は次のとおりです

標準仕様書（改版）案の最終化にあたっての確認事項

検討対象	確認事項	
	内容	取り上げ区分
機能・帳票 要件一覧	① 事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲	確認
	② 業務及び機能要件に関する記載最適化（海外転出）	
帳票詳細要件 帳票レイアウト	① 1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲	確認
その他	① 標準仕様書改版に向けた対応事項	確認

確認

－機能・帳票要件一覧－

2. 確認 – 機能・帳票要件一覧 –

2-1. 論点①：事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲

ワーキングチーム及びベンダー分科会における議論を踏まえ、年金局と協議した結果、対応案を見直いたしました。
 なお、見直し案提示にあたり、システム面への影響について事前に構成員（事業者）に照会しました。

【改版に向けた対応】（事務局見直し案）

当初の事務局案では、「受付処理簿」の記載項目は必須項目として定義するとしていたところ、

- ◆ システム上で管理すべき項目と実装区分（必須・オプション）については、研究会における議論、全市区町村意見照会を踏まえた結果を取りまとめ、標準仕様書1.0版の機能帳票要件一覧に定義している。（免除・納付猶予申請署受理・審査の例：No.201、No.202）
- ◆ 事務処理基準に記載している受付に関する項目は、機能帳票要件一覧に定義されている。
- ◆ WTに確認した結果、「処理簿として管理はしていない、システム出力可能な一覧を処理簿として使用している」とする意見が共通する認識
- ◆ 受付処理簿の作成に相当する機能は、EUC機能（No.49）を活用して対応（受付処理簿に要する管理項目を、抽出～出力）ができることから、受付処理簿作成の機能要件を（No.49）定義対象外とする。

事務局見直し案に対する構成員（事業者） 事前照会結果

照会事項	回答数	コメント
<p>見直し後の事務局案のシステム面における問題（問題有無・問題の内容）についてご意見をお伺いします。</p> <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三回WTにて「受付処理簿として管理はしていない。システム出力可能な一覧を処理簿として使用している」とする意見が挙げられた。上記の状況を踏まえ、事務局にて「事務処理基準に則り、受付処理簿という形式にて各項目を管理すべきか」について検討を行った結果、「受付に関する項目がシステム上で管理されていれば良い」という見解に至ったため、受付処理簿に関する要件を削除することとした。 <p><事務局案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し前：受付処理簿記載項目は必須項目として定義 ・ 見直し後：受付処理簿の機能自体を要件から削除 <p><補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付処理簿の作成は、EUC機能（機能帳票要件一覧 No.49）を活用して対応（受付処理簿に要する管理項目を、抽出～出力）が可能である。 ・ システム管理すべき項目と実装区分（必須・オプション）は、研究会における議論、全市区町村意見照会の結果を取りまとめ、標準仕様書1.0版機能帳票要件一覧にて定義。また、事務処理基準に記載の受付に関する項目は、機能帳票要件一覧に定義。 	<p>問題なし</p> <p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方針では事務処理基準に記載の受付に関する項目について、全てシステム管理する方針と読み取れる。仮に事務処理標準の記載内容を全てシステム化し、受付処理簿に記載を行う「返付年月日」等の全ての項目を管理する場合、「入力項目の増加による自治体職員様の窓口作業の負担増」「システムの肥大化」が考えらる。そのため、事務処理基準に記載の内容において、実運用上または制度上、必要な処理を見直しされたい。 ※受付処理簿の項目について、市町村の事務処理上、実際は不要な項目もあると考える。事務処理上不要な項目であればこの機会に整理を行うことで、自治体職員様の負担も減らすことができると考える。 ・ なお、弊社のパッケージシステム、導入ユーザの管理項目を鑑みた所、以下はシステム管理必須では無いと考えている。 - 受付番号/返付年月日/再受付年月日/受理年月日/却下通知年月日/返戻年月日/納付申出始期/納付申出終期/却下（26条の付加における却下）/本人確認書類が提出された旨/処理結果受理年月日 ・ また受付処理簿の下記項目については機能要件としてどう記載する方針か。（システム化は不要とは考えている） - 処理経過/その他必要な事項 ・ 受付に係る項目は、3つに共通（①国民年金被保険者関係届書②国民年金保険料免除申請③年金請求）するものもあるが、固有のものもあり、「システム出力可能な一覧を処理簿として使用している」という意見のとおり、実装すべき項目が、目的別にEUC機能の活用により出力できれば良く「受付処理簿」としての機能要件は不要と考える。
<p>問題あり</p> <p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「オプション（実装してもなくてもよい）機能」とし「記載項目は定義しない」がよい。 →「機能自体を要件から削除する」と、「実装不可」と受けとられてしまう →受付処理簿を「システム利用している市町村」と「システム利用していない市町村」の両方に考慮する必要がある →記載項目を全市区町村で統一することは、法律で定義しない限り不可能 ・ 「EUC機能を活用して対応」と記載されているが「オプション機能」とすれば、EUCの記載は不要。 	

2. 確認 – 機能・帳票要件一覧 –

2-2. 論点②：業務及び機能要件に関する記載最適化（海外転出）

海外転出時の資格喪失処理に関するご意見を踏まえ、システム上の取り扱いについて確認をお願いします。

主なご意見（ご要望）	確認事項（論点）
<ul style="list-style-type: none"> 住基法上の転出届（国外）があったときは国民年金の資格喪失の届出があったものとみなすための要件の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 海外転出に伴う「第1号被保険者」「任意加入被保険者」資格の取り扱い（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実業務及び法令上の取り扱いを踏まえ、標準仕様書上ではどのような取り扱いとするか <ul style="list-style-type: none"> – 住民記録システム連携により自動喪失処理 – 住民から届出を確認し、個別に喪失処理

該当する機能（標準仕様書1.0版）					現状／改版対応方針			
No.	大	中	機能要件	区分				
120	資格異動	1.3資格喪失（死亡）	該当者に対して 住民記録システムの異動（死亡）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（死亡日の翌日）、理由	実装すべき機能	<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「死亡」は自動で喪失処理を実施 ✓ 法令上は「転出届に付記がある場合、資格喪失届があった」ものとみなされる ✓ 海外転出時の自動処理の実装実績あり（11/4） <p>【改版に向けた対応】（事務局案） 見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「第1号被保険者」「任意加入被保険者」の場合、海外転出に伴い、自動で資格喪失処理を行う ※標準オプション機能 ※転居届に付記があることが確認・連携される前提 <p>（変更イメージ）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">New</td> <td style="width: 10%;">1.4資格喪失（海外転出）</td> <td>該当者に対して住民記録システムの異動（海外転出）に伴い自動で喪失処理が行えること【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（海外転出日の翌日）、理由</td> </tr> </table>	New	1.4資格喪失（海外転出）	該当者に対して 住民記録システムの異動（海外転出）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（海外転出日の翌日）、理由
New	1.4資格喪失（海外転出）	該当者に対して 住民記録システムの異動（海外転出）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失年月日（海外転出日の翌日）、理由						
126		1.4資格喪失（海外転出）	資格喪失（海外転出）に係る受付処理簿を作成できること	実装すべき機能				
127			喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、異動の種類（出国）、電子媒体収録有無、報告対象有無区分	実装すべき機能				
128			喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】返付年月日	実装しなくてもよい機能				
129			該当者に対し、一括で喪失に係る異動を行えること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日	実装しなくてもよい機能				
130			資格喪失（海外転出）に係る履歴の修正・削除・照会ができること 【管理項目】基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分	実装すべき機能				

確認

－ 帳票詳細要件 / 帳票レイアウト －

3. 確認 – 帳票詳細要件／帳票レイアウト –

3-1. 論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲

標準仕様書におけるオプション帳票に関し、帳票詳細要件／帳票レイアウトの定義要否について確認をお願いします。

主なご意見（ご要望）	確認事項（論点）
（令和3年度申し送り事項） ・ オプション帳票として、帳票要件（項目及びレイアウト）を定義し、標準仕様書改版に盛り込む ※様式が定められていない外部帳票を含む	<ul style="list-style-type: none"> ● 帳票詳細要件/レイアウトの定義対象とするオプション対象帳票の範囲の考え方（確認） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体間で差異があるため帳票詳細要件/レイアウトの対象外とした帳票の扱い ✓ 1.0版において、オプション対象として定義済の帳票は帳票詳細要件/レイアウトの対象とするか

1.0版における帳票詳細要件／帳票レイアウト定義状況

#	帳票名	定義有無		
		機能	帳票詳細	レイアウト
1	国民年金被保険者関係届書（申出書）	○	○	○
2	国民年金被保険者関係届書（報告書）	○	○	○
3	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	○	○	○
4	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	○	○	○
5	国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	○	○	○
6	保険料学生納付特例申請書	○	○	○
7	保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	○	○	○
8	居所未登録者報告書	○	-	-
9	居所未登録者住所判明報告書	○	-	-
10	国民年金関係報告書	○	○	○
11	電子媒体届書総括票	○	-	-
12	国民年金関係書類送付書	○	-	-
13	所得調査票	○	-	-
14	老齢福祉年金所得状況届	○	○	○
15	特別障害給付金所得状況届	○	○	○
16	老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	○	○	○
17	障害・遺族年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	○	○	○

現状／改版対応方針

（現状）

- ✓ 1.0版において、法令（通知及び事務連絡等を含む）等
で示される様式かつ外部向けの帳票を対象として定義
- ✓ 市町村独自の様式が認められている帳票は対象外
※ 左図表で太字表示している帳票
- ✓ 内部帳票は定義対象外

【改版に向けた対応】（事務局案）

当初どおり

- ✓ 1.0版で定義対象外とした帳票について、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義する

※事業者からの意見（帳票として定めるのであれば、帳票詳細要件／レイアウトを定義すべき）を踏まえ、帳票レイアウト案について自治体構成員に照会（次頁参照）

3-1. 論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲 (補足) 討議経緯と事後対応内容 1/2

帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定めることに対し、自治体構成員にご意見を伺いました。

No.	論点	選択肢	回答	
			回答数	コメント
1	論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲 【追加候補】 No.11_国民年金 電子媒体届出総括票	1 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）は照会用の別紙で問題なし。	4	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使用している様式と記載項目に相違がないため ・「国民年金適用関係届書作成仕様媒体（CD/DVD仕様書）」の通りであるため。
		2 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）について要望あり。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・もともと、電子媒体による届出報告が開始された際に規定された帳票であり、基本的には、同様の様式を使用しているはず。要望は、政令市においては行政区単位で作成するよう機構から指示されているので、そのあたりの考慮をしたものにしてほしい。
		3 帳票詳細要件／帳票レイアウトに追加すべきでない。	0	－
2	論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲 【追加候補】 No.12_国民年金 関係書類送付書	1 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）は照会用の別紙で問題なし。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使用している様式と記載項目に相違がないため
		2 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）について要望あり。	0	－
		3 帳票詳細要件／帳票レイアウトに追加すべきでない。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の様式にあるように、昔に比べて現在、年金機構へ送付している帳票種類はかなり多いため十分でない。別紙のままでの使用は、かえって不便。 ・標準化の前提条件（あるべき姿）として、市町村と日本年金機構間の報告は電子媒体とするならば、必要な帳票は「No.11_国民年金 電子媒体届出総括票」のみで良い。また、日本年金機構の様式を使用して受付する書類（特に給付関係）は、システム上に帳票を保持しておらず、かつ、今後も電子媒体化（データ送付）対応が困難であると考えられるもの（障害年金関係の医療機関作成による診断書等）が含まれる。このことから、システム上に帳票を保持していない（受付日等の入力のみが可能となり、紙媒体で送付）書類に関する「国民年金関係書類送付書」を定義することに対して疑問。 ※送付書とは、①必要事項が網羅されていれば用をなすものであり、②なくてはならないものではない（送付書がなければ受け取ってもらえないものではない）性質の文章であり、全国統一の様式を定めて標準仕様書に記載すべきことなのかに対しても疑問がある。
3	論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲 【追加候補】 No.13_所得調査票＝国民年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 所得状況届	1 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）は照会用の別紙で問題なし。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理基準に記載がある項目は管理する必要がある
		2 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）について要望あり。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・この様式は省令規定されている全国統一様式であり、今回も追加すべきと考えるが、実際に全国的に使用されているものは、もう少し余白を少なくして記載欄が大きいもので実用的であるが、見本で示されたものは、記載しづらいレイアウトである。そのあたりを、実用的なものに修正してほしい。
		3 帳票詳細要件／帳票レイアウトに追加すべきでない。	1	－

3-1. 論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲 (補足) 討議経緯と事後対応内容 2/2

帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定めることに対し、自治体構成員にご意見を伺いました。

No.	論点	選択肢	回答	
			回答数	コメント
4	論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲 【追加候補】 No.8_居所未登録者報告書	1 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）は照会用の別紙で問題なし。	3	・現在使用している様式と記載項目に概ね相違ない。当方では備考欄に最終住所を追記している。処理時に住所が不要なのであればご提示いただいたとおりで良いが、住所が必要なのであれば住所欄を設ける必要があると考える。
		2 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）について要望あり。	1	・新しく作成していただいたものは、 全国统一様式としては、他の関係届（報告書）などと比較しても不十分 なものであるように思われる。件数も、あまり多くないので、個人単位で作成する No.2 国民年金被保険者関係届書（報告書）に類似した帳票レイアウトにしてほしい。 （参考として、帳票（不在報告）の添付あり）
		3 帳票詳細要件／帳票レイアウトに追加すべきでない。	1	・【理由】 日本年金機構におけるマイナンバーでの情報連携開始に伴い、当該帳票に記載される項目は市町村からの自発的な報告がなくても把握可能 であると考えられるため。 【本市における現状】当該帳票に関して、近年の報告実績は、令和2年度2回、令和3年度0回、令和4年度（12/20現在まで）0回である。※この場合の報告とは、「管轄年金事務所からの該当者指定による当該帳票提出依頼（照会）を受けたものに対する回答」を意味する。
5	論点①：1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化範囲 【追加候補】 No.9_居所未登録者住所判明報告書	1 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）は照会用の別紙で問題なし。	3	・当方では現在使用していない様式である。居所未登録者の取り扱いが全国的にこちらで統一されるのであれば、追加してよいと考える。
		2 帳票詳細要件／帳票レイアウトを追加してよい。レイアウト（項目を含む）について要望あり。	1	・新しく作成していただいたものは、 全国统一様式としては、他の関係届（報告書）などと比較しても不十分 なものであるように思われる。件数も、あまり多くないので、個人単位で作成する No.2 国民年金被保険者関係届書（報告書）に類似した帳票レイアウトにしてほしい。 （参考として、帳票（不在判明報告・住所判明報告）の添付あり）
		3 帳票詳細要件／帳票レイアウトに追加すべきでない。	1	・【理由】 日本年金機構におけるマイナンバーでの情報連携開始に伴い、当該帳票に記載される項目は市町村からの自発的な報告がなくても把握可能 であると考えられるため。 【本市における現状】当該帳票に関して、近年の報告実績は、平成28年度から0回である。

確認

－その他対応事項－

4. 標準仕様書改版に向けた対応事項

これまでのワーキングチーム及びベンダー分科会で討議を進めてきた事項に加え、討議事項外の要対応事項についても、本日の標準仕様書（改版）案に反映しました。区分⑥、⑦は、デジタル庁が仕様等を見直す都度、必要に応じて反映します。

検討テーマ区分		対応事項
①	新規機能・帳票の追加	■ ワーキングチーム／ベンダー分科会討議結果の反映
②	新規業務（及び機能・帳票）の追加	※該当する事項なし
③	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	■ ワーキングチーム／ベンダー分科会討議結果の反映
④	法令・制度改正予定の仕様書への反映	※該当する事項なし
⑤	日本年金機構側の業務変更を伴う事項	※中長期的課題（年金機構と自治体間の報告・送付対象情報及び手段の整理）
⑥	標準仕様書間の横並び調整方針への対応	■ 調整方針に沿って標準仕様書を更新 <ul style="list-style-type: none"> システム間連携を確保するためID（機能、帳票、データ項目、連携 等）を付番、機能帳票要件一覧に機能の考え方を追記、支援措置対象者情報の管理 等
⑦	共通事項の整備への対応	■ 平仄を合わせる形で標準仕様書を更新 ※デジタル庁が主体となって検討を進めている仕様について、討議が必要な事項は研究会に提示し、標準仕様書改版（案）をとりまとめる

4. 標準仕様書改版に向けた対応事項

(補足) 検討テーマ区分⑦

検討テーマ区分⑦に関する仕様については、デジタル庁が主体となって検討を進めています。市町村基幹業務の標準仕様書は、共通機能に対応した仕様となっているか確認し、整合性を取る必要があります。これらの共通機能仕様の確定後に、国民年金システム標準仕様書との整合性についての確認を行い、必要に応じて標準仕様書の修正等を行います。

検討テーマ区分	仕様書等	検討内容
⑦ 共通事項 の整備への 対応	地方公共団体 情報システム 標準化基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市向けの機能不足の解消、仕様の見直しに関して検討中であり、デジタル庁、関係者で確認、調整し、とりまとめられた成案（目標令和4年度内）を踏まえ、必要に応じて標準仕様書に反映する
		<ul style="list-style-type: none"> 実装必須として定義した機能要件が過剰となっていないか点検する作業が行われており、点検結果を踏まえ作成される見直し案（12月末）を踏まえ、必要に応じて標準仕様書に反映する ※実装区分を実装必須機能からオプション機能に変更する
		<ul style="list-style-type: none"> 改版基本方針の定義と標準仕様書の整合性をとる。（改版の都度実施）
	地方公共団体 情報システム 共通機能標準仕様書	<ul style="list-style-type: none"> 申請管理機能、宛名管理機能の実装、運用に関する具体化、詳細化に関して検討中であり、検討結果（12月末）を踏まえ、必要に応じて標準仕様書仕様書に反映する
		<ul style="list-style-type: none"> 改定地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書の定義と標準仕様書の整合性をとる（改版の都度実施）
	地方公共団体 情報システム データ要件・連携要件 標準仕様書	<ul style="list-style-type: none"> 庁内データ連携要件の実装、運用に関する具体化、詳細化に関して検討中であり、検討結果（12月末）を踏まえ、必要に応じて標準仕様書仕様書に反映する
<ul style="list-style-type: none"> 改版データ要件・連携要件標準仕様書の定義と標準仕様書の整合性をとる（改版の都度実施） 		

※スケジュールは12月22日現在。共通機能仕様書等の確定時期により、改版標準仕様書への反映が令和5年度以降になる場合があります。

EOF